

○福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例

平成18年8月7日
条例第13号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条—第14条）
- 第3章 審査請求（第15条—第20条）
- 第4章 補則（第21条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、住民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）が保有する行政文書の公開について必要な事項を定めることにより、組合が住民に説明する責任を全うするとともに、住民の組合に対する理解と信頼を高め、もって公正で開かれた組合運営の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 行政文書の開示 行政文書を閲覧させること、写しを交付すること又は視聴に供することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、行政文書の開示を求める住民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示請求)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 開示を請求する行政文書の名称、内容その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により、何人でも閲覧することできる情報
 - イ 公にすることを目的として作成若しくは取得され、又は公にすることが予定されている情報
 - ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - エ 公務員（独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員を含む。）の職務の遂行に係る情報（当該公務員の職及び氏名を含む。）であって、他の各号に該当しないもの
- (2) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の人格的利益を害するおそれがある情報
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を

除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「国等」という。)以外の者から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 組合及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 組合又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理その他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがあると認められる情報
- (9) 法令の規定により、公にすることができないとされている情報

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(行政文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第10条 実施機関は、開示請求があったときは、その請求があつた日の翌日から起算して20日以内（事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、40日以内）に開示の可否の決定（以下「開示決定等」という。）をし、規則で定めるところにより開示請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により開示することとなつた行政文書については、直ちに開示しなければならない。ただし、次条第3項に規定する反対意見書が提出されている場合及び第17条に規定する場合は、この限りでない。

3 実施機関は、第1項の開示決定等のうち、開示請求に係る行政文書の全部又は一部の不開示の決定をするとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、当該開示決定等の通知に当該決定の理由（不開示等の根拠を、その記載自体から理解できる程度のもの）を付記するとともに、審査請求ができる旨その他所要の教示をしなければならない。

4 前項の場合において、一定の期間の経過により当該行政文書の全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第11条 開示請求に係る行政文書に組合、国等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号ウ、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くとともに、開示決定後直ちに、当該第三者に対し、開示決定をした旨その他規則で定める事項を通知しなければならない。

（開示の実施）

第12条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 閲覧の方法による行政文書の開示は、当該行政文書の保存に支障を生じるおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の法令による開示の実施との調整）

第13条 実施機関は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る行政文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわ

らず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りではない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第14条 この条例の規定に基づき行政文書の写し（電磁的記録を電磁的媒体に複写したもの）の交付を受ける者は、規則で定めるところにより当該写しの交付に係る費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

(審査請求)

第15条 この条例に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為に対し不服がある者は、実施機関に対して審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、当該開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りではない。

第16条 削除

(第三者からの審査請求に対する措置)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第3項の規定を準用する。

- (1) 第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決をする場合
- (2) 第三者である参加人が開示に反対の意思を表示しているときに、審査請求に係る開示決定等を変更し、当該行政文書を開示する裁決をする場合

2 実施機関は、第三者である審査請求人から申出があったとき又は必要があると認めるときは、審査会から答申を受けるまでの間、開示決定をした行政文書の開示をしないことができる。

第18条 削除

第19条 削除

(審査会の調査権限)

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、当該実施機関は、行政文書の提示を拒んではならない。

第4章 補則

(行政文書の適正な管理)

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理しなければならない。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第22条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の

利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政文書の情報提供)

第23条 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、住民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該行政文書に係る情報を提供するよう努めるものとする。

(公表の義務)

第24条 管理者は、毎年1回この条例の運用状況について、一般に公表しなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成25年3月28日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日以後にされた開示決定等又は施行日以後にされた開示請求に係る不作為について適用し、施行日前にされた開示決定等又は施行日前にされた開示請求に係る不作為については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会の委員である者の任期が満了するまでの間は、この条例による改正後の第16条の規定は適用せず、この条例による改正前の第16条、第18条（第5項を除く。）、第19条及び第20条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「不服申立て」とあるのは「審査請求」と、「不服申立人」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 前項の場合における審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

5 この条例の施行の際現に福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会の委員である者（施行日以後に当該委員である者の補欠の委員となる者を含む。）及び施行日前に福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会の委員であった者については、この条例による改正前の第18条第5項の規定は、なおその効力を有する。